

ただいま提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、いずれも国の経済対策への対応を図ろうとするものでございます。

まず、議第198号の一般会計補正予算案の概要について申し上げます。

国においては、去る11月30日に経済対策の第二弾として、「経済危機対応・地域活性化予備費」等を活用した追加施策を閣議決定されました。

これを受けまして、本県におきましても早期に対応すべく、現在お願いしております補正予算案と併せて各種施策の推進を図ろうとするものでございます。

今回の補正予算の主な事業について申し上げます。まず、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」や「子育て支援対策臨時特例基金」など国の経済危機対策により設置した基金の積み増しを行うとともに、河川関係などの公共事業費や介護福祉士等の養成・確保のための事業費の追加等を行おうとするものでございます。

これらの結果、一般会計の補正予算額は、総額で45億1,306万6千円の増額補正となったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第199号は、「子育て支援対策臨時特例基金」の設置期限を1年間延長し、平成25年度まで活用することができるよう、改正を行おうとするものでございます。

議第200号は、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」の設置期限を9月間延長し、平成26年12月末まで活用することができるよう、改正を行おうとするものでございます。

議第201号は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の設置期限を1年間延長し、平成25年度まで活用することができるよう、改正を行おうとするものでございます。

また、議第202号は、「介護職員処遇改善等臨時特例基金」の設置期限を1年間延長し、平成25年度まで活用することができるよう、改正を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。